

関税評価

平成30年4月

名古屋税関 業務部評価部門

関税評価とは ①

関税法第3条(課税物件)

「輸入貨物には、この法律及び関税定率法その他関税に関する法律により、**関税を課する。**」

関税定率法第3条(課税標準及び税率)

「**関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。**」

$$\begin{array}{l} \text{関税額} = \text{課税標準} \times \text{税率} \\ \left(\begin{array}{l} \text{数量} \Rightarrow \text{課税数量} \\ \text{価格} \Rightarrow \text{課税価格} \end{array} \right) \dots \begin{array}{l} \text{従量税} \\ \text{従価税} \end{array} \end{array}$$

関税評価とは ②

関税評価とは・・・

輸入申告時における

「課税標準」＝「課税価格」

を法律の規定に従って決定すること

⇒ 根拠規定 関税定率法第4条から第4条の9まで

* 我が国においては1981年1月1日から実施

* 「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定」(関税評価協定)として実施

課税価格の決定の原則

関税定率法第4条

(課税価格の決定の原則)

輸入貨物の課税標準となる価格(中略)は、当該輸入貨物に係る輸入取引(中略)がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格(中略)に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格(以下「取引価格」という。)とする。

課税価格

||

現実支払価格

+

加算要素

||

取引価格

商店で商品を購入するときの価格

販売者が自らの責任で全てを調達し、又は生産

購入者

商品／代金請求



商品代金

販売者



生地・副資材等 ¥ 800

+

ミシン・設備等 ¥ 400

+

デザイン・型紙 ¥ 200

+

加工賃(利潤)・経費 ¥ 600



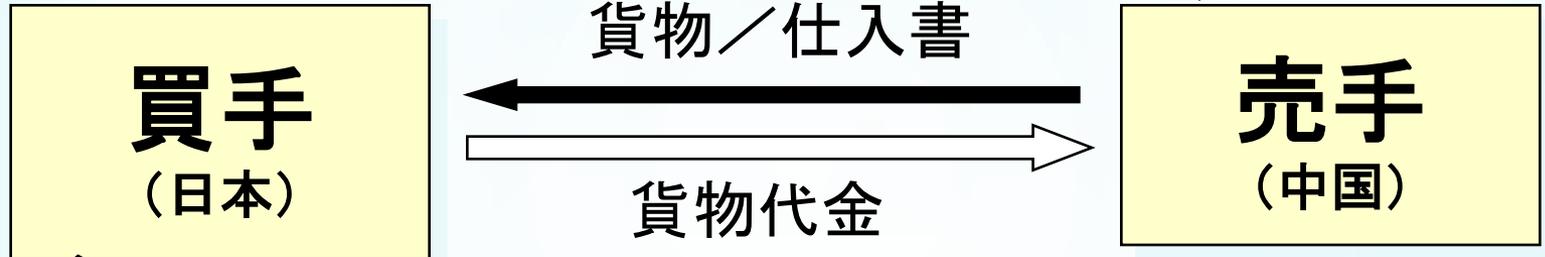
1枚 ¥ 2,000

(実際に払った額)

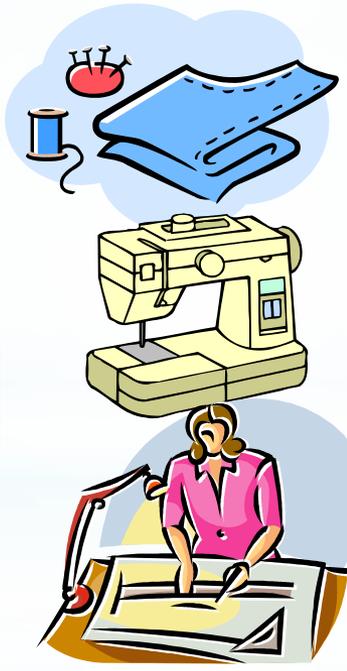
関税定率法上の現実支払価格

貿易取引に置き換えて考えると…(取引価格)

売手が自らの責任で全てを調達し、又は生産



買手は商品の生産に関して協力、援助・補助等はしていない



- 生地・副資材等 ¥ 800
- +
- ミシン・設備等 ¥ 400
- +
- デザイン・型紙 ¥ 200
- +
- 加工賃(利潤)・経費 ¥ 600



→ 現実支払価格

取引価格への加算

買手
(日本)

貨物／仕入書

売手
(中国)

貨物代金

買手による売手への何らかの協力、援助・補助



生地とボタン
¥800分 (輸送費込)

加算要素

関税定率法第4条第1項各号

マシン・設備等 ¥400

+

デザイン・型紙 ¥200

+

加工賃(利潤)・経費 ¥600



1枚 ¥1,200



現実支払価格

輸入取引とは

関税定率法基本通達4-1(1)

「輸入取引」とは、

- ① 本邦に拠点を有する者が
- ② 買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、
- ③ 現実に当該貨物が本邦に到着することとなったもの

をいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当する。

買手と売手とは

関税定率法基本通達4-1(3)

輸入取引における

- ①「買手」とは、本邦に拠点を有する者であって、当該拠点において実質的に自己の計算と危険負担の下に売手との間で輸入貨物に係る輸入取引をする者

をいい、輸入取引における

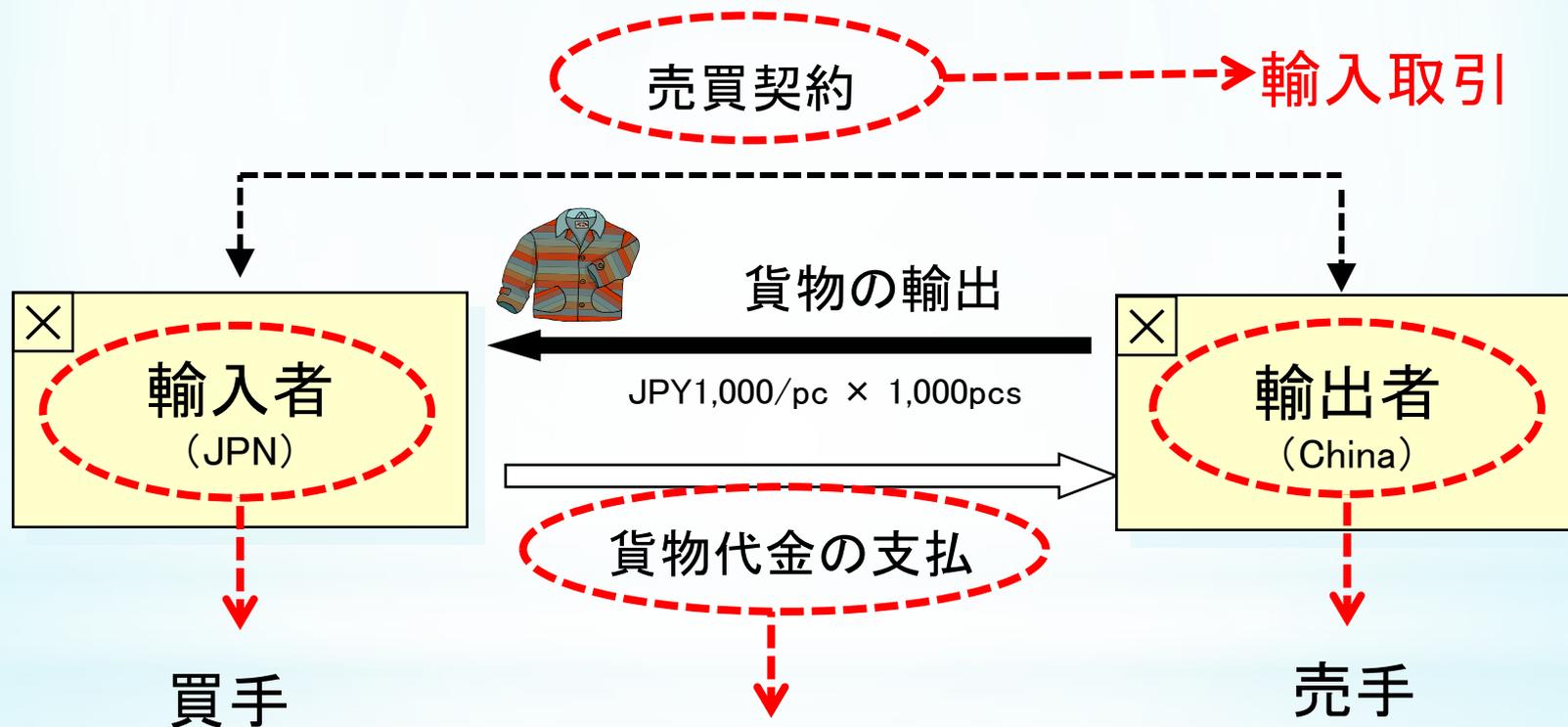
- ②「売手」とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に買手との間で輸入貨物に係る輸入取引をする者

をいう。

具体的には、買手及び売手は、自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等について取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者とする。

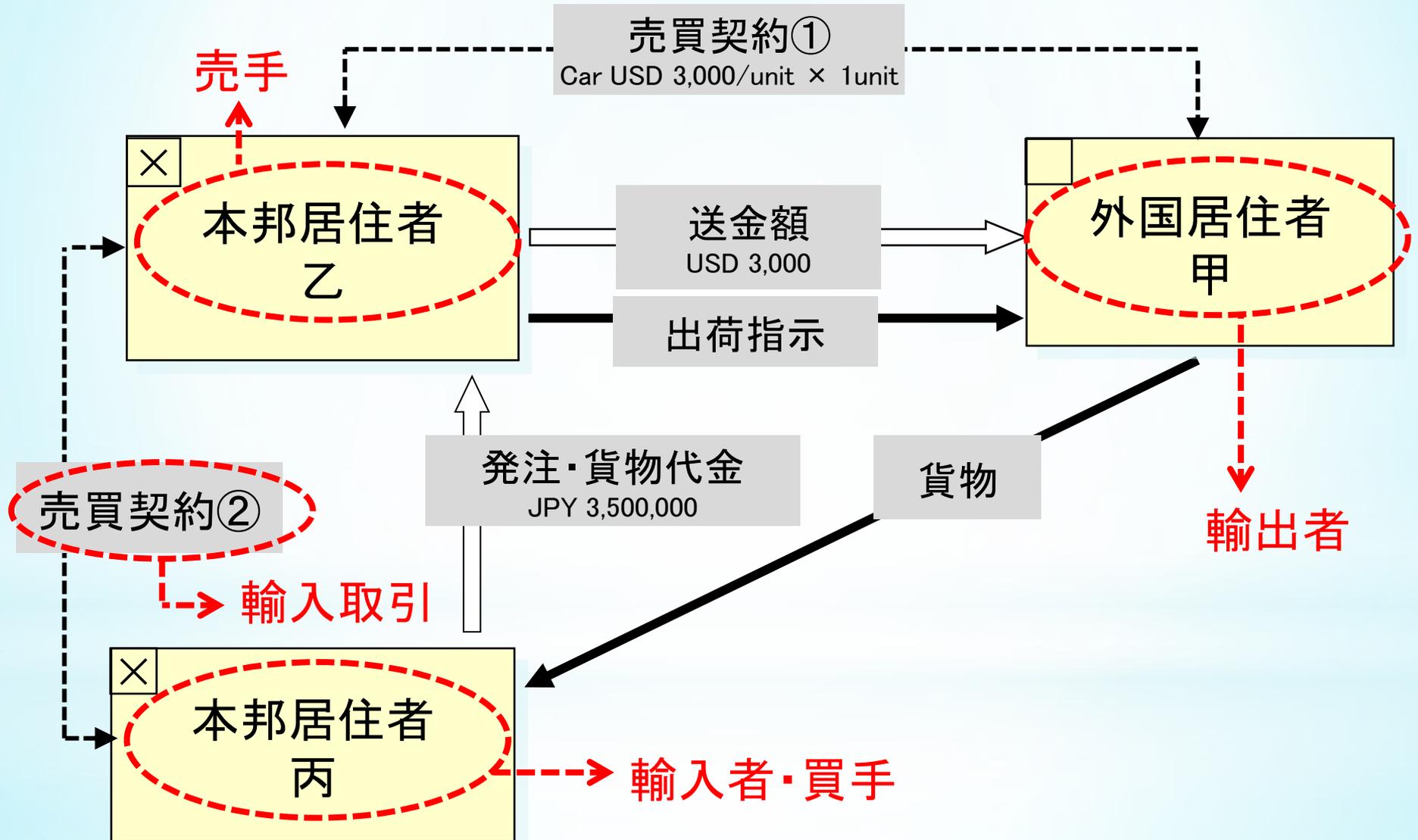
輸入取引（売手と買手 一般的な取引例）

典型的な輸入取引においては、輸入申告における貨物の輸出者及び輸入者がそれぞれ売手及び買手になる。

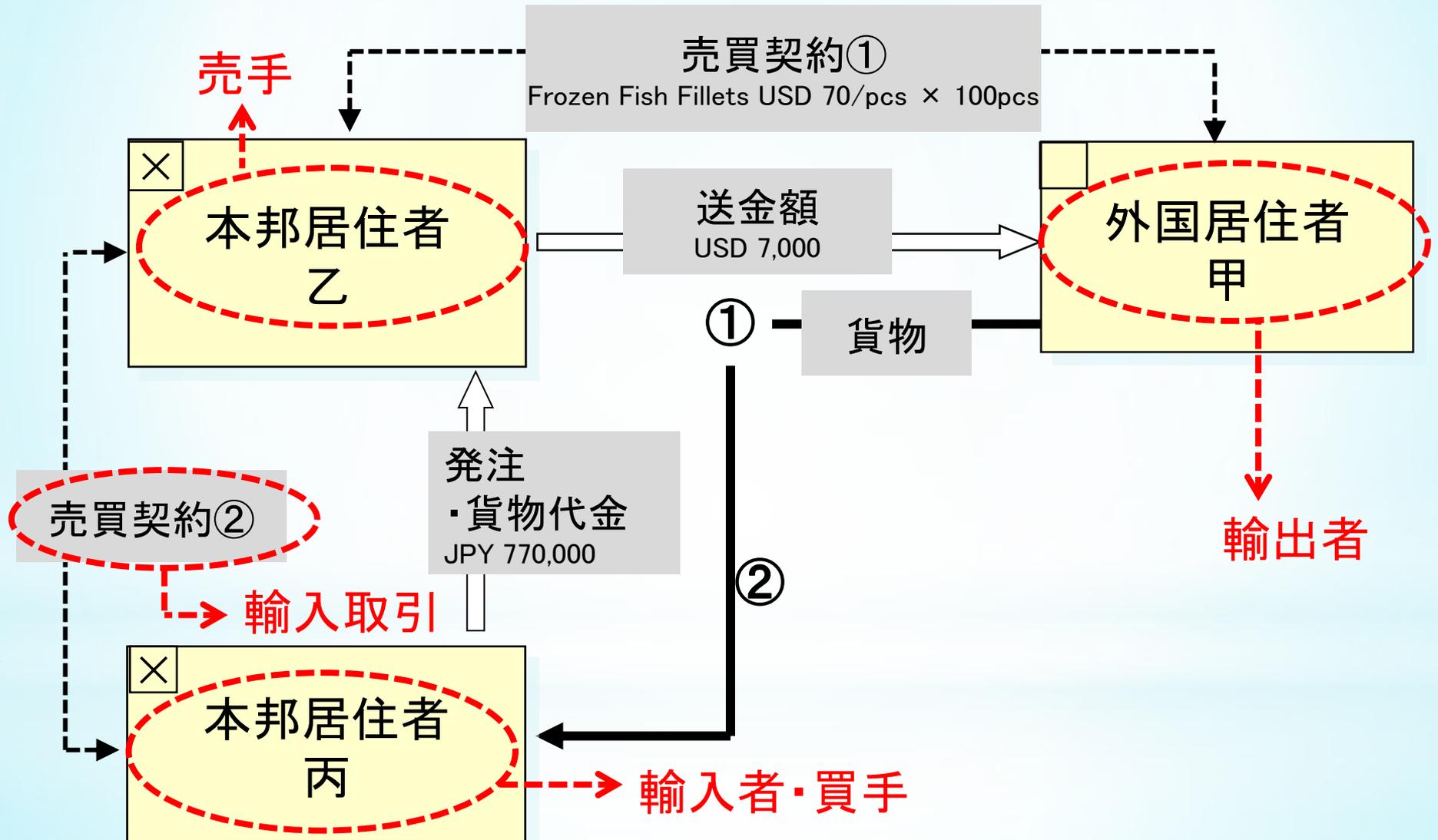


取引価格 = 現実支払価格

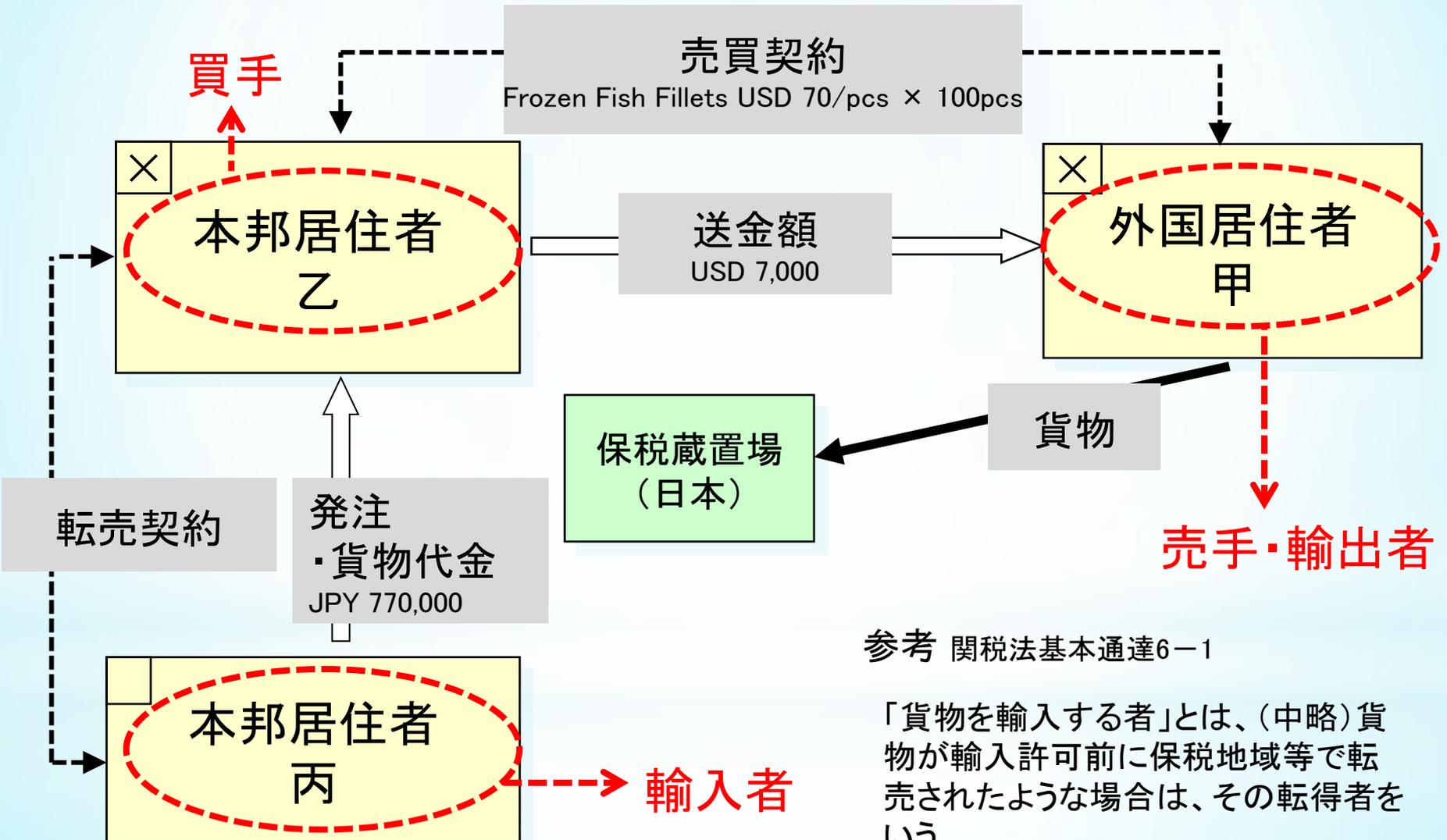
売手と買手 (関税定率法基本通達4-1(2)イに掲げられる例)



売手と買手 (関税定率法基本通達4-1(2)口に掲げられる例)



売手と買手 (関税定率法基本通達4-1(2)ハに掲げられる例)



参考 関税法基本通達6-1

「貨物を輸入する者」とは、(中略)貨物が輸入許可前に保税地域等で転売されたような場合は、その転得者をいう。

現実支払価格とは何か

関税定率法第4条第1項

輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入貨物につき、**買手により売手に対し又は売手のために、現実に支払われた又は支払われるべき価格**

関税定率法施行令第1条の4

輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額



現実支払価格

現実支払価格の意義①

関税定率法基本通達4-2(1)

現実支払価格

買手が売手に対して又は売手のために、**輸入貨物に係る取引の状況その他の事情**からみて当該輸入貨物の**輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額**であり、必ずしも金銭の移転によるものであることを要しない。

「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情」とは・・・

現実支払価格の意義②

「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情」とは

- ① 輸入貨物の生産、当該輸入貨物に係る取引に関する契約の内容
- ② 輸入貨物の生産、当該輸入貨物に係る取引に関する実態
- ③ 輸入貨物の取引に関与する者が当該取引に関して果たす役割
- ④ 当該取引に関与する者間の関係
- ⑤ その他の当該取引に関する事情 をいう。

⇒ 単に売買契約書上の形式的な輸入取引の条件のみならず、輸入貨物に係る取引の状況やその他の事情をも勘案して判断

現実支払価格の認定

関税定率法基本通達4-2(3)本文

現実支払価格は、仕入書に取引価格等を正当に表示している場合には、その**仕入書価格に基づき認定**する。

仕入書 (INVOICE) : 輸入貨物の輸入取引に係る仕入書
(又はこれに代わる書類)

仕入書価格 ((INVOICE PRICE) : 仕入書に表示された金額

一般的に、仕入書は支払の総額を表示している。

$$\text{現実支払価格} = \text{仕入書価格}$$

現実支払価格を構成する費用等

◆ 割増金、契約料等

◆ 弁済

◆ 相殺

◆ 価格調整条項付き取引

◆ 一時保管料

◆ 検査費用

◆ 保証費用

◆ 別払い

関税定率法
基本通達4-2(3)

同4-2(5)

同4-2の3

同4-2の4

同4-2の2(1)

現実支払価格と仕入書価格の不一致例①

一般的に仕入書価格と現実支払価格は一致するものの、次のような場合には、仕入書価格と現実支払価格が一致しないことになるので留意する。

関税定率法基本通達4-2(3)イ

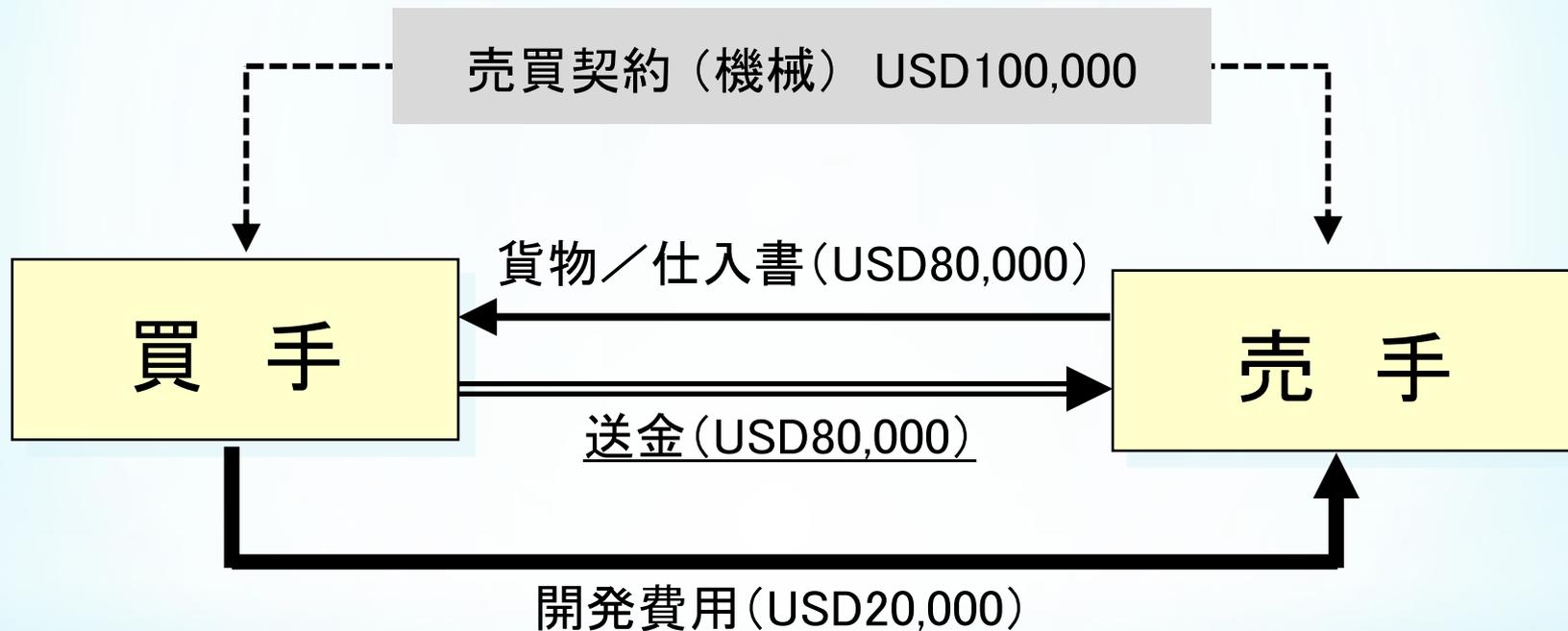
輸入取引の状況その他の事情からみて、
輸入取引をするために割増金、契約料等が別途支払われる場合

この場合、

現実支払価格 = 仕入書価格 + 割増金等

となる。

現実支払価格(割増金等)



$$\begin{aligned} \text{現実支払価格} &= \text{仕入書価格} + \text{開発費用} \\ \text{USD100,000} &= \text{USD80,000} + \text{USD20,000} \end{aligned}$$

現実支払価格と仕入書価格の不一致例②

関税定率法基本通達4-2(3)ロ

売手の第三者に対する債務を買手に弁済させることとし、その金額を控除した残額を仕入書価格とした場合

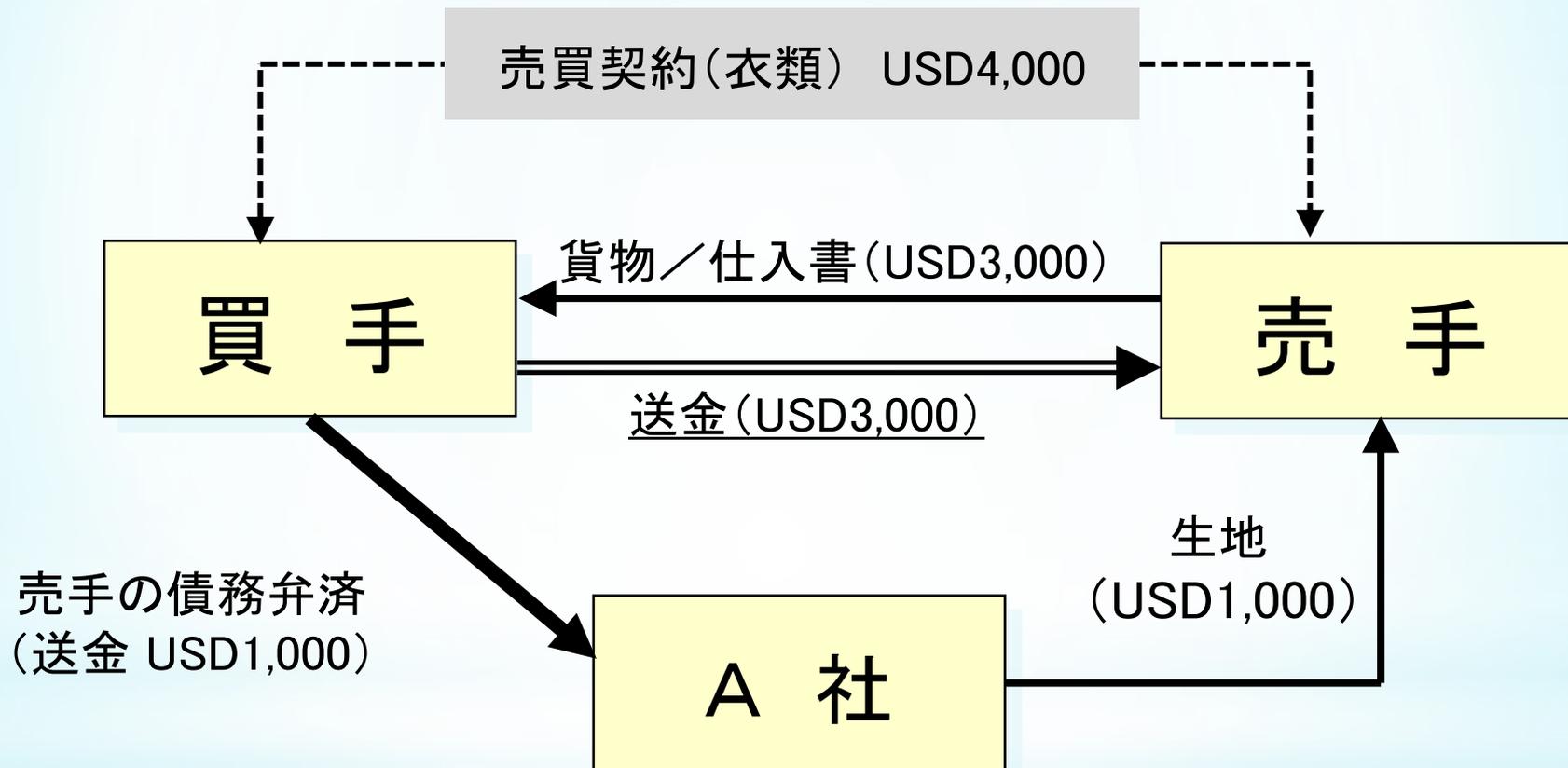
例：売手の未払材料費を控除した仕入書価格

この場合、

現実支払価格 = 仕入書価格 + 弁済される額

となる。

現実支払価格(弁済)



$$\text{現実支払価格} = \text{仕入書価格} + \text{弁済される額}$$
$$\text{USD4,000} = \text{USD3,000} + \text{USD1,000}$$

現実支払価格と仕入書価格の不一致例③

関税込率法基本通達4-2(3)ハ

売手の買手に対する債務(の一部)を相殺するため、その金額を控除した残額を仕入書価格とした場合

例: 前回取引時の不良品分の価格を相殺した仕入書価格

この場合、

現実支払価格 = 仕入書価格 + 相殺される額

となる。

現実支払価格(相殺)



$$\begin{aligned} \text{現実支払価格} &= \text{仕入書価格} + \text{相殺される額} \\ \text{USD8,000} &= \text{USD6,000} + \text{USD2,000} \end{aligned}$$

現実支払価格と仕入書価格の不一致例④

関税定率法基本通達4-2(3)二

輸入取引に価格調整条項が付されており、仕入書価格が調整される場合

例：揚地ファイナル決済条件

この場合、

現実支払価格 = 仮仕入書価格 ± 価格調整額

となる。

輸出国等で発生する保管費用

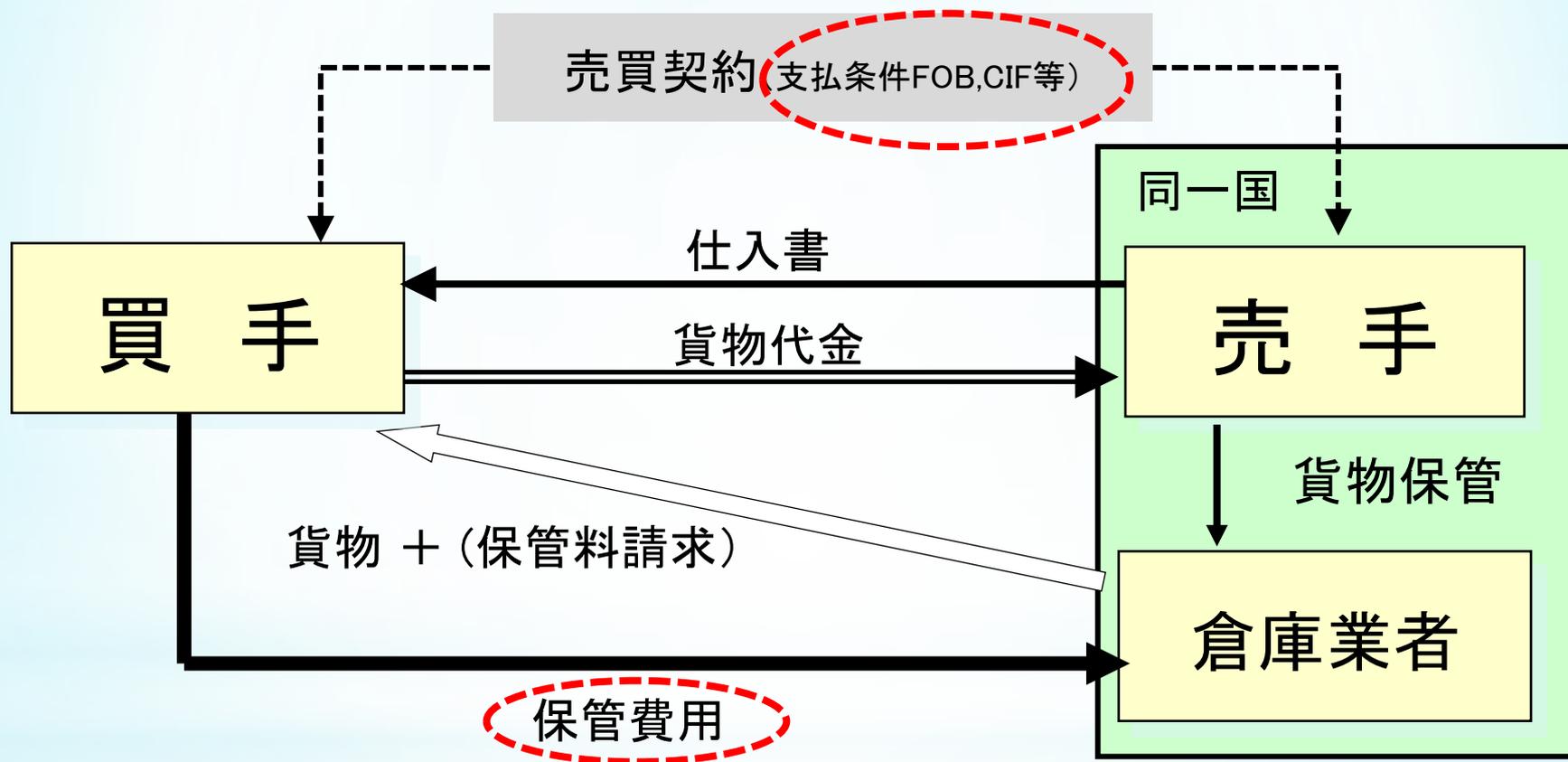
関税定率法基本通達4-2(5)本文

輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って
売手から買手に渡されるまでの間に輸出国で生じる保管料
で、買手が負担するもの
は、現実支払価格に含まれる。

関税定率法基本通達4-2(5)なお書

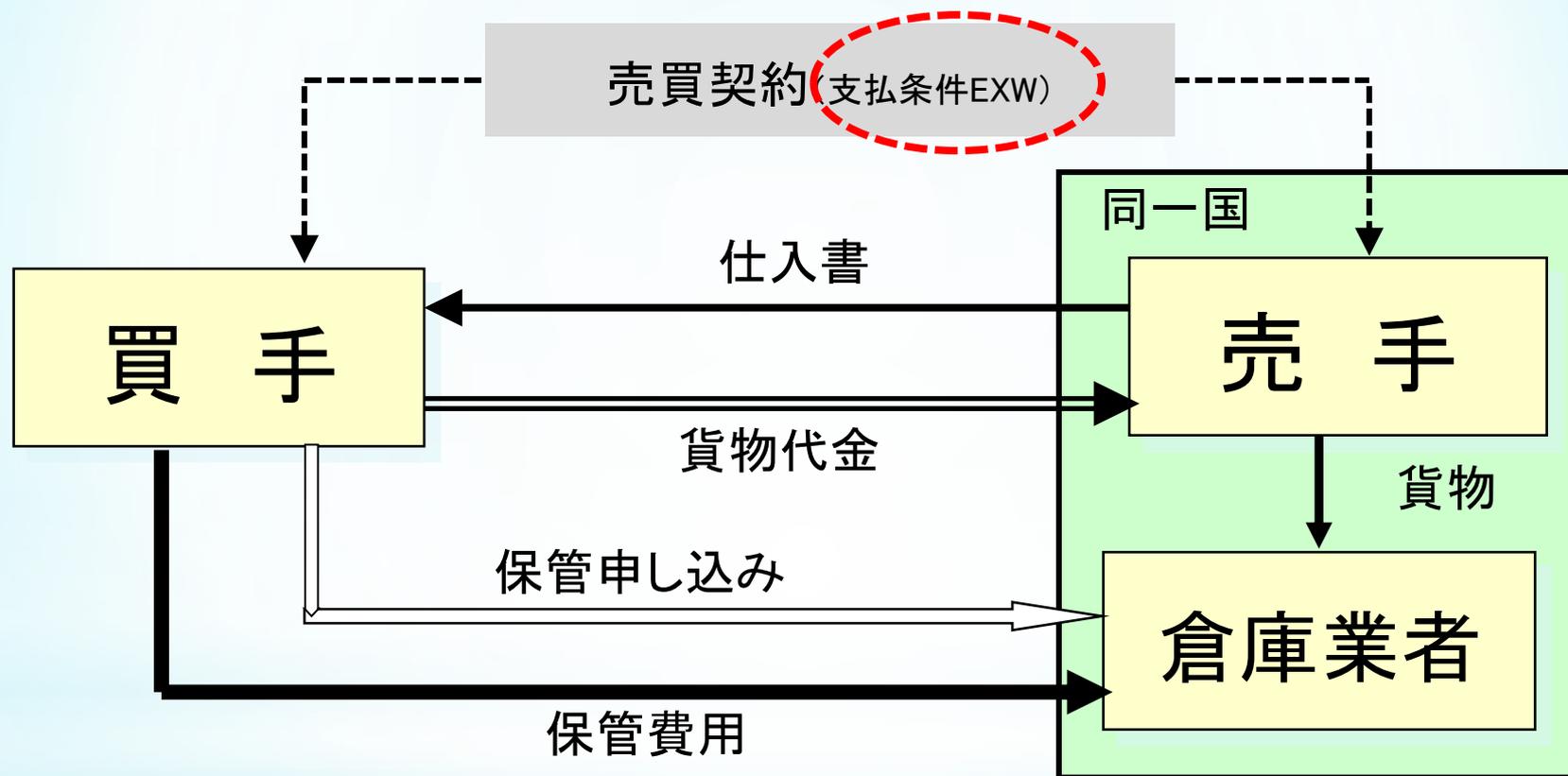
輸入取引の条件に従って
売手から買手に引き渡された後に、本邦への輸出に先立ち、
買手が、自己のために輸出国で貨物を保管させ、その保管
費用を買手が負担するもの
は、現実支払価格に含まない。

輸出国等で発生する保管費用 例①



売手が負担すべき費用を買手が支払った場合
⇒ 現実支払価格に含まれる。

輸出国等で発生する保管費用 例②



買手が自己のために保管した費用
⇒ 現実支払価格に含まれない。

検査費用

関税定率法基本通達4-2の3(1)

売手が自己のために行った検査に要した費用で、その費用を買手が負担する場合は、課税価格に算入する。

→ 売手の依頼で第三者が行った場合を含む。

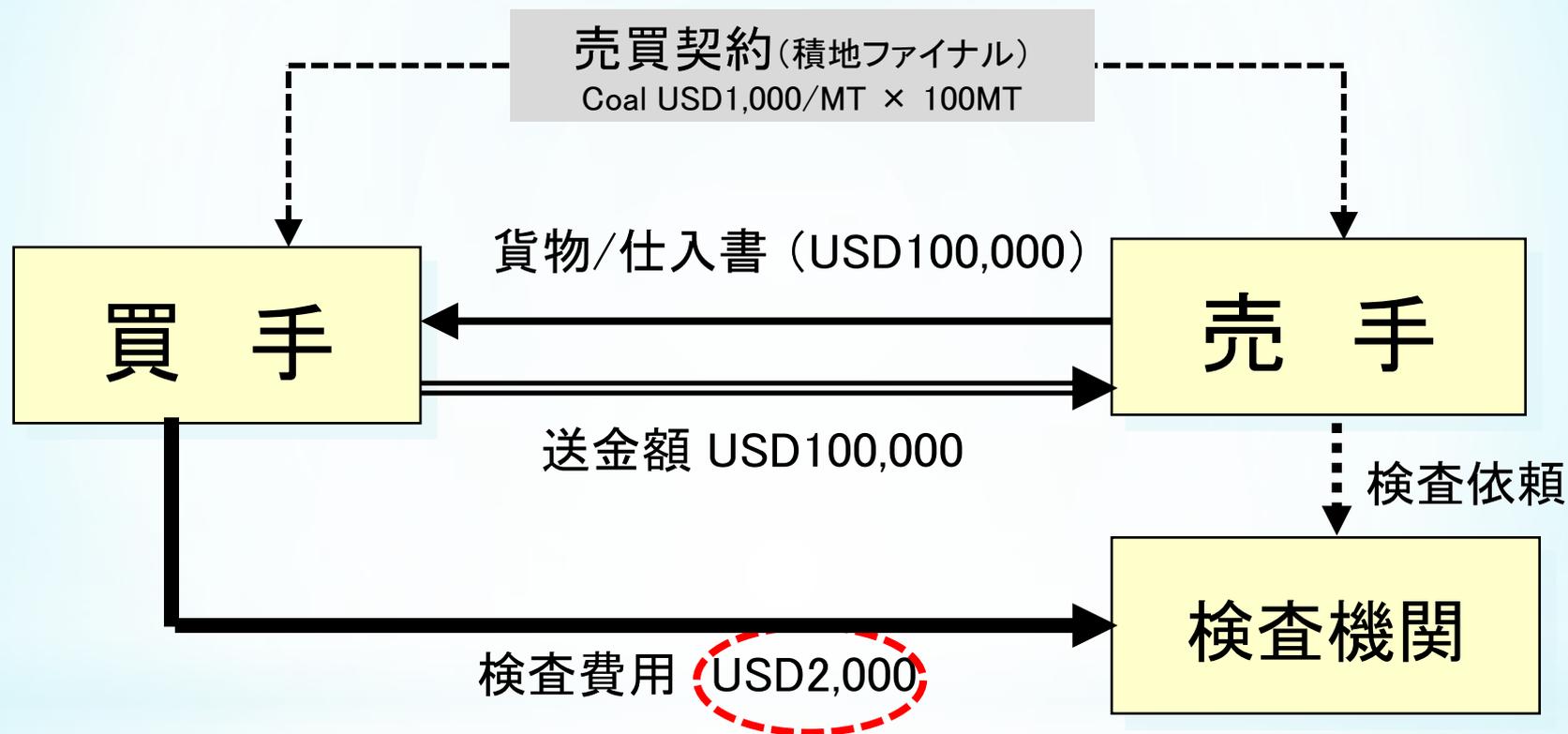
検査とは、売買契約に定める品質、規格、純度、数量等を確認するための検査又は分析をいう。

関税定率法基本通達4-2の3(2)

買手が自己のために行った検査に要した費用で、その費用を買手が負担する場合は、課税価格に算入しない。

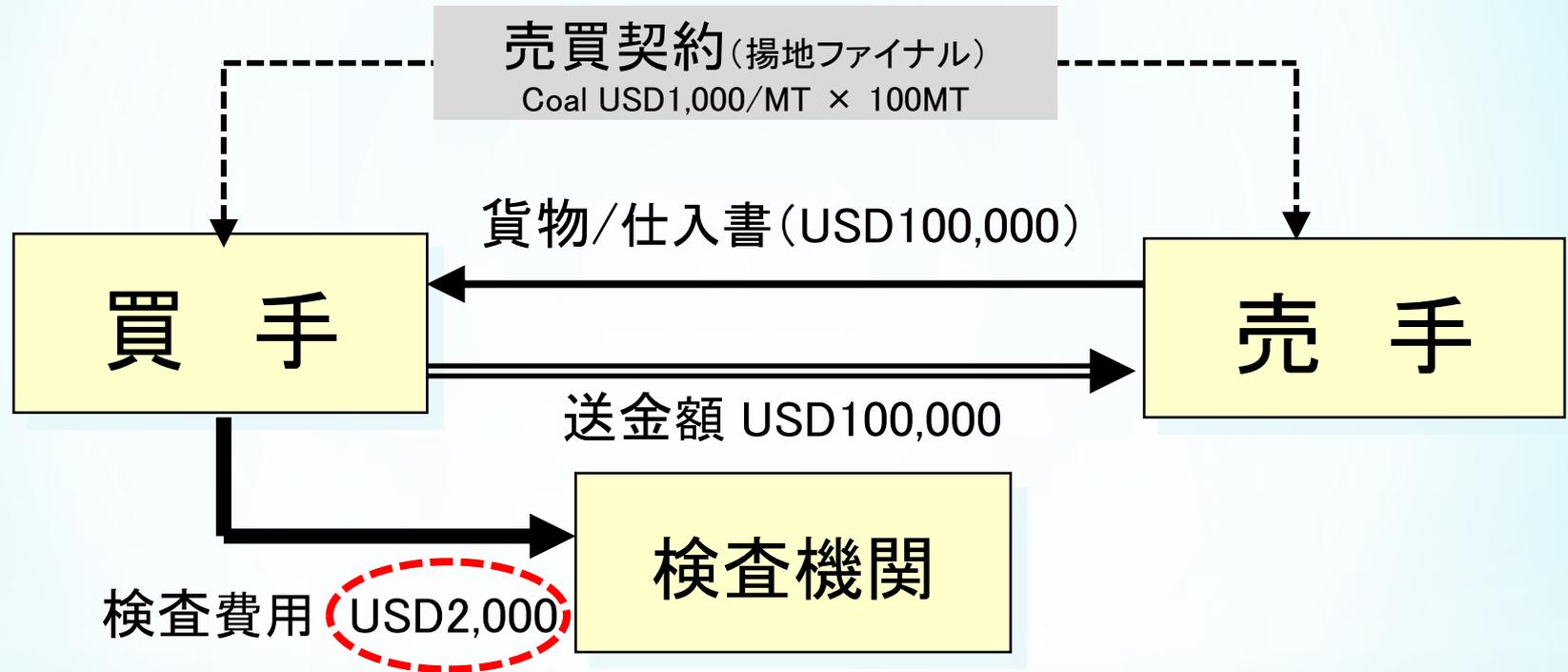
→ 買手の依頼で第三者が行った場合を含む。

検査費用 例①



売手の負担すべき費用を買手が支払った場合
⇒ 現実支払価格に含まれる。

検査費用 例②



買手が自己のために検査を行い検査機関に当該費用を支払った場合

⇒ 現実支払価格に含まれない。

保証費用

関税定率法基本通達4-2の4(1)、(2)

輸入貨物の輸入取引に係る契約において、売手が買手に対し、その輸入貨物の保証を履行することとなっている場合は現実支払価格に含まれる。

- ① 保証費用が貨物単価に含まれ、その額が明らかになっても控除しない。
- ② 別請求により、買手が保証費用を売手に支払う場合であっても現実支払価格に含まれる。
- ③ 別請求により、買手が保証費用を売手指定の第三者に支払う場合であっても 現実支払価格に含まれる。

関税定率法基本通達4-2の4(4)

買手が自己のために当該輸入貨物に係る保証の取決めを行い、その保証の費用を負担する場合は、現実支払価格に含めない。

現実支払価格に含まれない費用等①

関税定率法基本通達4-2(4)

間接支払に該当しないもの

- ① 買手が**自己のために行う活動**のうち関税定率法第4条第1項各号の加算対象となる活動以外の活動に係る支払は、
→**売手の利益になると認められる活動に係るものであっても、売手に対する間接的な支払に該当しない。**
- ② 買手による売手への配当金の移転その他の支払であって**輸入貨物と関係のないもの**は、当該輸入貨物の課税価格に算入しない。

現実支払価格に含まれない費用等②

関税定率法施行令第1条の4

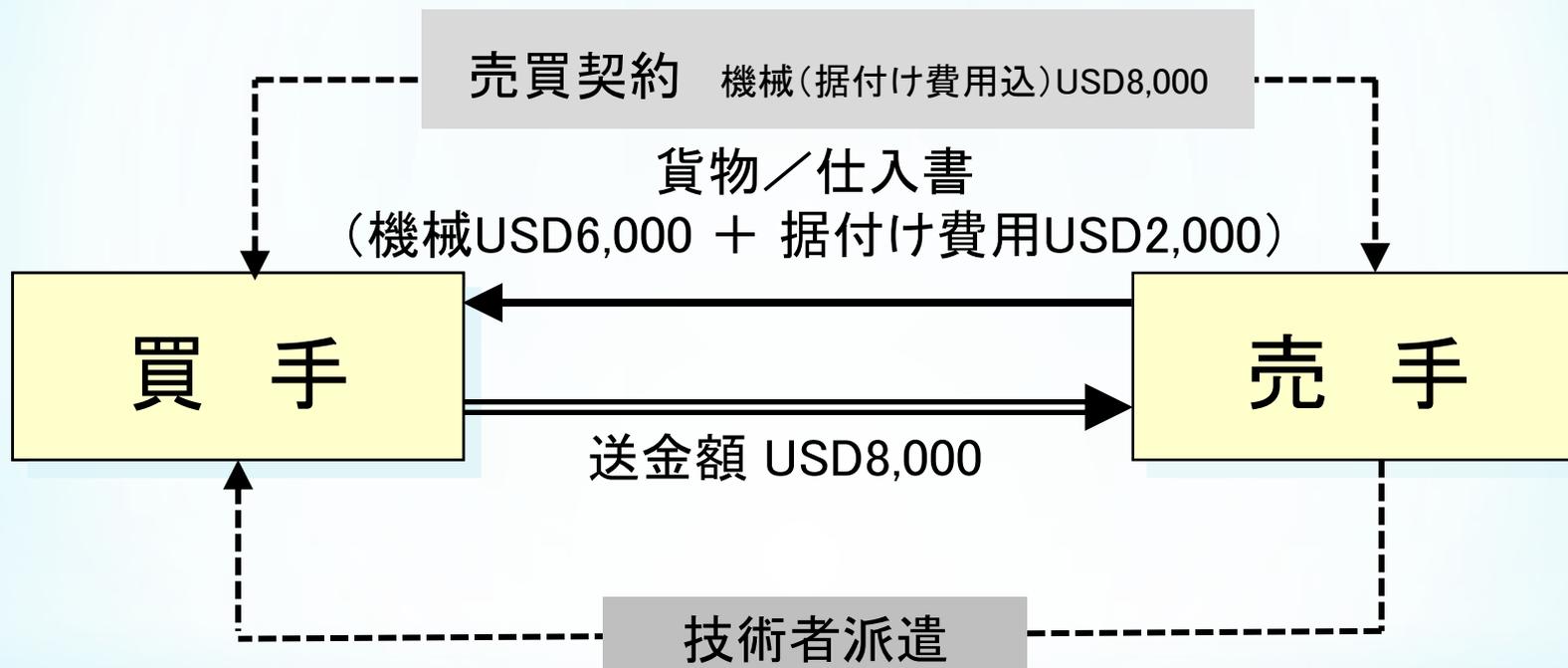
控除費用等

- ① 輸入貨物の輸入申告の日以後に行われる据付け、組立て、整備又は技術指導に要する役務の費用
- ② 輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用
- ③ 本邦において課される関税その他の公課
- ④ 輸入取引が延払条件付取引である場合における延払金利

関税定率法基本通達4-2(3)ホ

仕入書価格に上記の費用が含まれており、当該費用の額が明らかな場合には当該費用を控除した価格

現実支払価格に含まれない費用例 (機械の据付け費用)



$$\text{現実支払価格} = \text{仕入書価格} - \text{据付け費用}$$
$$\text{USD 6,000} = \text{USD 8,000} - \text{USD 2,000}$$

値引き

関税定率法基本通達4-3

- ① 納税申告の際に値引きが行われることが確定済
- ② 確定済の値引き後の価格により買手が現実に支払う
→ **値引き後の額が現実支払価格**となる。

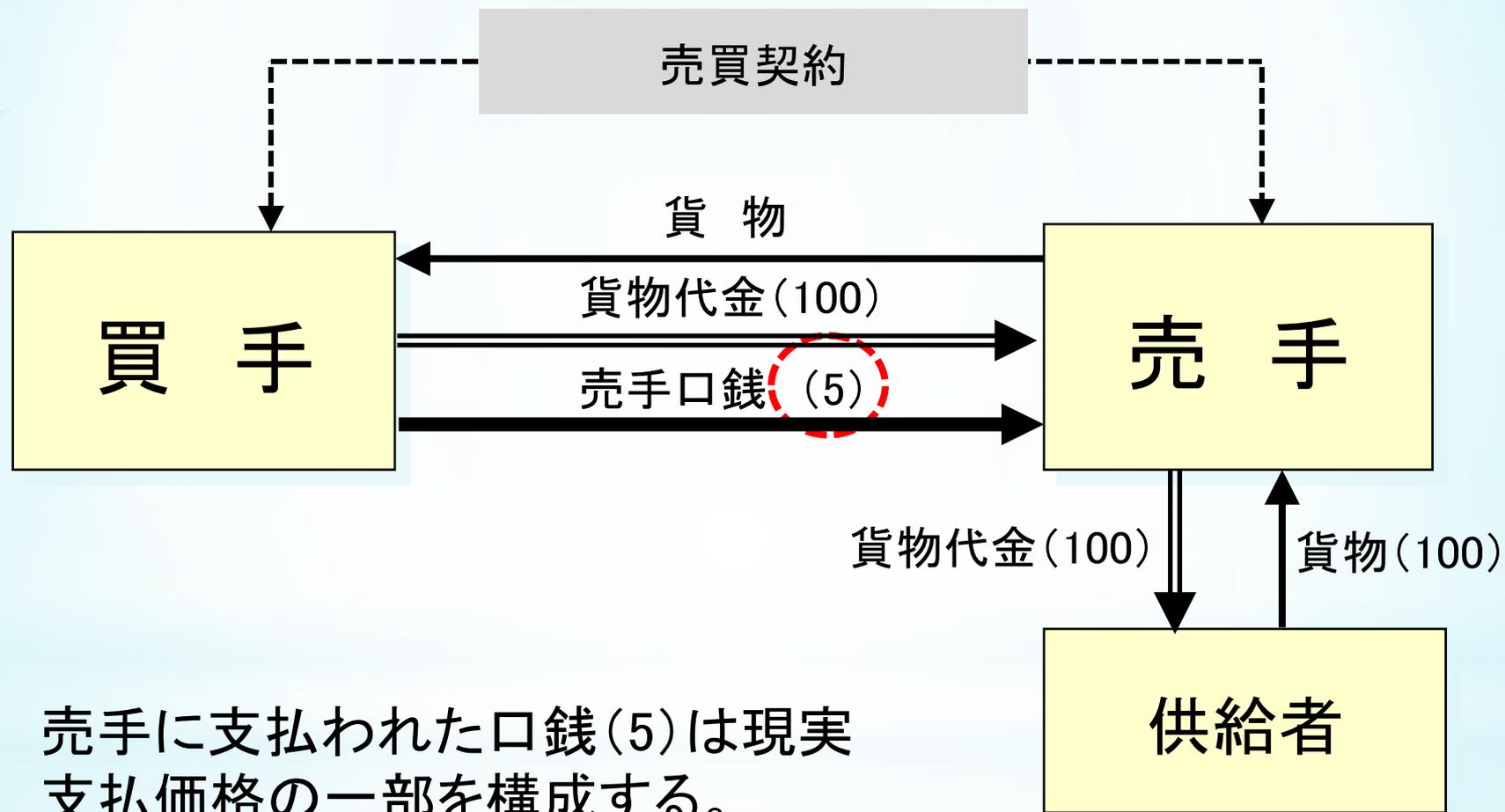
是認される値引き

- ・ 数量値引き
- ・ 現金値引き・前払い値引き
- ・ 旧モデルの値引き 等

是認されない値引き

- ・ 相殺値引き(クレーム処理による相殺値引き等)
- ・ 輸入取引における特別な事情による値引き

現実支払価格の取扱い



売手に支払われた口銭(5)は現実支払価格の一部を構成する。

加算要素

関税定率法第4条第1項各号

関税定率法第4条第1項第1号～第5号に限定列挙されている。

- ① 輸入港に到着するまでの運賃、保険料その他運送関連費用
- ② 仲介料その他の手数料(買付手数料を除く)、容器又は包装に要する費用
- ③ 買手により無償で又は値引きをして提供された物品又は役務の費用
- ④ 特許権等の使用に伴う対価
- ⑤ 売手帰属収益

現実支払価格への加算

関税定率法基本通達4-7

- ・ 現実支払価格に**含まれていないもの**を加算
- ・ **客観的かつ数値化された資料**に基づき加算
- ・ 原則、個々の輸入貨物の数量等に応じた**合理的な方法により按分**する。

- ① 輸入者からの希望する旨の申し出があった場合
- ② 課税上支障がないと認められる場合

⇒ 便宜特定の輸入貨物の課税価格に一括して算入することが可能。

輸入港到着までの運賃等①

関税定率法第4条第1項第1号

輸入貨物が**輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料**その他当該運送に関連する費用

関税定率法基本通達4-8(3)

① 輸入港まで運送するために実際に要した運送費用

↳ 輸出港までの運送費用を含む。

② 輸入貨物を運送するために要した船積資材費、船舶改装費等の費用

③ 為替相場の変動による補てん金、コンテナ一賃借料

輸入港到着までの運賃等②

関税定率法基本通達4-8(4)

① 輸入港まで運送するために実際に要した保険料

↳ 輸出港までの保険料を含む。

② 保険が付保されていない場合は、通常必要とされる保険料を見積もることとはならない。

関税定率法基本通達4-8(5)

輸入港までの運送に付随して発生する費用

次の費用を含む。

① 輸出国側での積込み前の一時的保管料

② 輸出国側の税関手続等費用

③ 輸出国において要したコンテナ・サービス・チャージ

輸入港到着までの運賃等③

関税定率法基本通達4-8(6)

運送費用等は、

- ① 買手により負担されるものであるか否かを問わない。
- ② 現実支払価格に含まれていない限度において加算する。

関税定率法基本通達4-8(7)

輸入港到着後の運賃等は含まない。

ただし、輸入港までの運賃等に輸入港到着後の運賃等が含まれており、その額が明らかにならない場合には、輸入港到着後の運賃等も含んだ額を輸入港までの運賃等とする。

仲介料等の手数料、容器又は包装に要する費用

関税定率法第4条第1項第2号

輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料又は費用のうち次に掲げるもの

- イ. 仲介料その他の手数料(買付手数料を除く。)
- ロ. 輸入貨物の容器の費用
- ハ. 輸入貨物の包装に要する費用

仲介料その他の手数料

関税定率法基本通達4-9(1)、(2)

輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料は
課税価格に算入

買付手数料を除く。

- ① 売手及び買手のために輸入取引の成立のための仲介業務を行う者に対し買手が支払う手数料
- ② 輸入貨物の売手による販売に関し当該売手に代わり
業務を行う者に対し買手が支払う手数料

売手の管理の下で、売手の計算と危険負担により、契約成立までの業務、商品引き渡し業務等を行う者

買付手数料

関税定率法基本通達4-9(3)イ

輸入取引に関し、買手の管理の下で、買手の計算と危険負担により(イ)から(ニ)の業務を行う者(買付代理人)に買手が支払う手数料

- (イ) 契約の成立までの業務
- (ロ) 商品の引渡しに関する業務
- (ハ) 決済の代行に関する業務
- (ニ) その他(例えば、クレーム処理に関する交渉を行う業務)

買手により無償で又は値引きして提供された物品等

関税定率法第4条第1項第3号

輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、**買手により無償で又は値引きして直接又は間接に提供された物品又は役務**に要する費用のうち次に掲げるもの

- イ. 輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの
- ロ. 輸入貨物の生産のために使用された工具、鑄型又はこれらに類するもの
- ハ. 輸入貨物の生産の過程で消費された物品
- ニ. 技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関する役務

無償提供物品等の費用の額①

関税込率法施行令第1条の5第2項、第4項

- ① 買手が自ら生産した物品
- ② 買手と特殊関係にある者が生産したもので直接取得した物品
 - 物品の生産に要した費用
- ③ 上記①、②以外の物品
 - 物品を取得するために通常要する費用
- ④ 買手が自ら開発した役務
- ⑤ 買手と特殊関係にある者が開発した役務で直接提供を受けたもの
 - 買手が役務の提供を受けるために通常要する費用
- ⑥ 上記④、⑤以外の役務
 - 役務の開発に要した費用

無償提供物品等の費用の額②

関税定率法施行令第1条の5第2項、第4項

- ① 物品、役務を提供するために買手が運賃、保険料等を負担した場合、その運賃等も含める。
- ② 加工、改良等により価値を増加した場合には、その価値の増加に相当する額を加算する。
- ③ 使用による消耗、変質その他やむを得ない理由による価値の減少があったときは、その価値の減少に相当する額を控除する。

無償提供物品等の費用の額③

関税定率法基本通達4-12(6)

- ① 提供された物品に生産ロスを見込んだスペアが含まれている場合、そのスペア分の**費用も含む**。
- ② 提供された物品等を生産するために、他の物品等が使用され、その他の物品等の費用を買手（輸入貨物の国内販売先等を含む。）が負担している場合の**費用も含む**。
- ③ 提供された物品、技術を賃借し、その賃貸料を買手が負担している場合には、その**賃借料を基に計算した額**による。
- ④ 買手が物品を取得する等の際に、自己の代理人に手数料等を支払っている場合には、その**手数料等も含む**。

無償提供物品等の費用①

関税定率法基本通達4-12(1)

買手が無償等で提供する材料、部分品又はこれらに類するもの

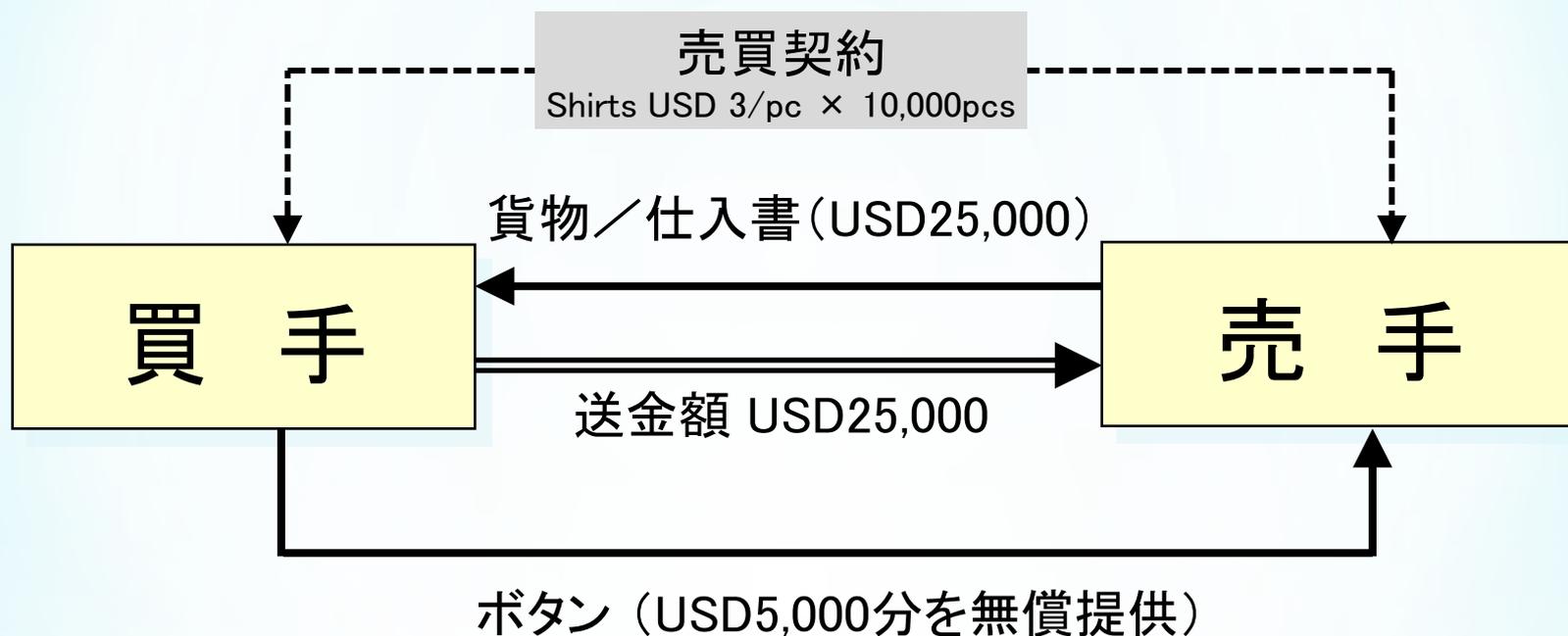
- ・商標ラベル、商品ラベル等が含まれる。
- ・我が国の法律等に基づき表示することが義務付けられている事項のみが表示されているラベルは含まれない。(食品衛生法等)

関税定率法基本通達4-12(2)

買手が無償等で提供し、生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの

- 機械、設備、金型が含まれる。

無償提供物品等の費用②



課税価格 = 仕入書価格 + 無償提供材料

USD30,000 = USD25,000 + USD5,000

無償提供物品等の費用③

関税定率法基本通達4-12(3)

買手が無償等で提供し、生産の過程で消費された物品

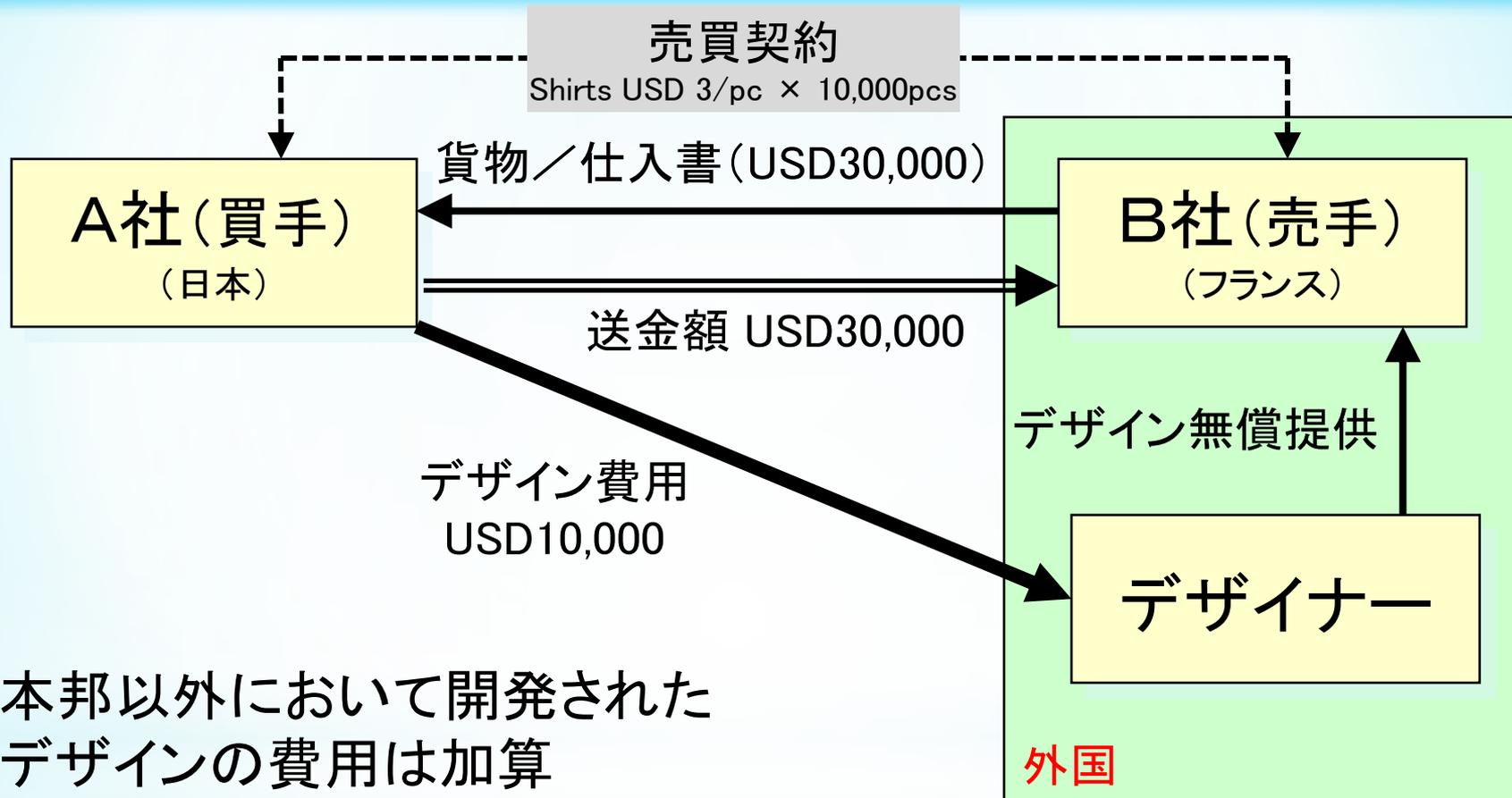
燃料、触媒等が含まれる。

関税定率法施行令第1条の5第3項、同法基本通達4-12(4)

輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、
工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたもの

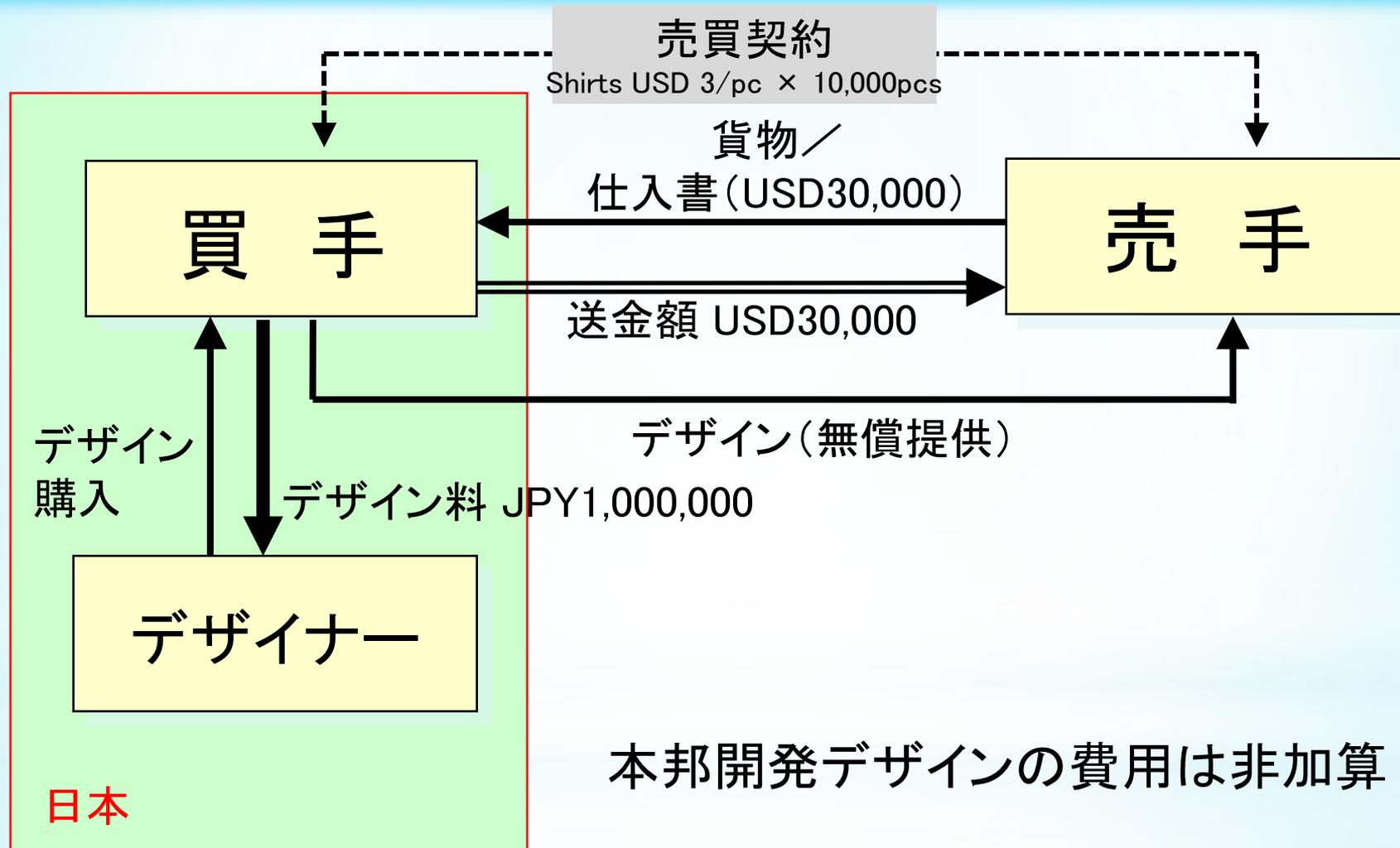
- ・ 実際の作成が本邦以外の場所で行われたことをいう。
- ・ 契約が締結された場所、作者の国籍は問わない。

無償提供物品等の費用④



$$\begin{aligned} \text{課税価格} &= \text{仕入書価格} + \text{デザイン費用} \\ \text{USD40,000} &= \text{USD30,000} + \text{USD10,000} \end{aligned}$$

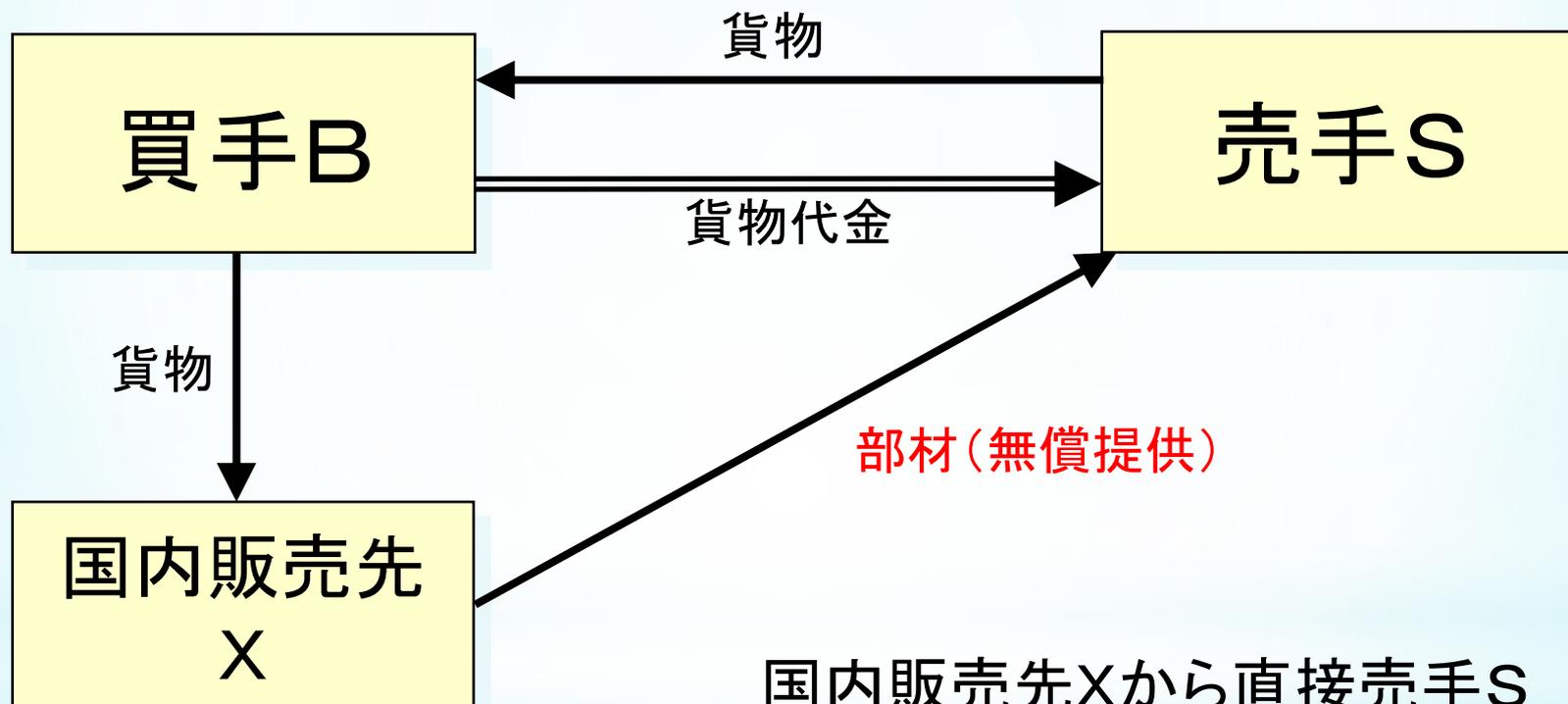
無償提供物品等の費用⑤



課税価格 = 仕入書価格 = USD30,000

無償提供に係る非違事例

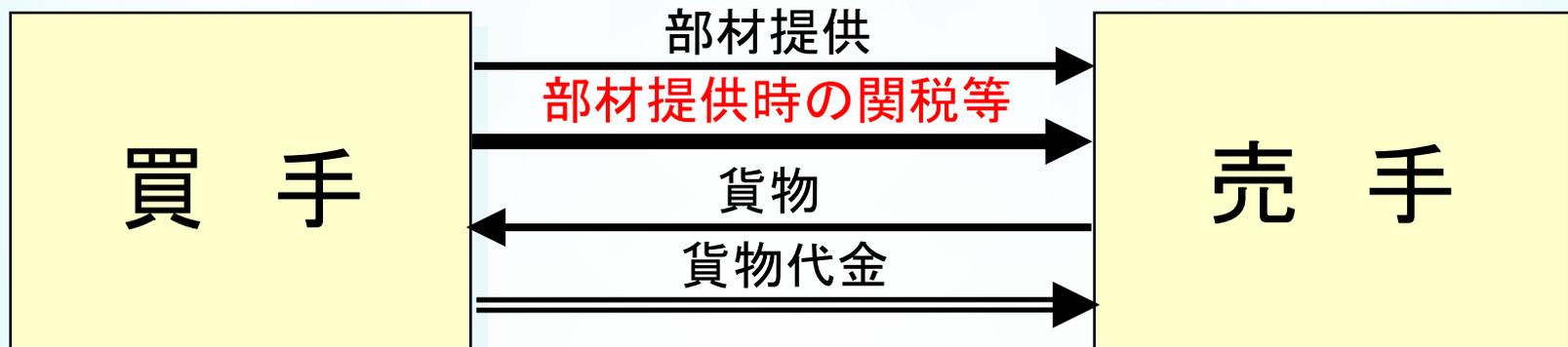
部材に係る費用の加算漏れ



国内販売先Xから直接売手S
に無償で提供された部材の費用は、
加算要素である。

無償提供費用に関する照会事例①

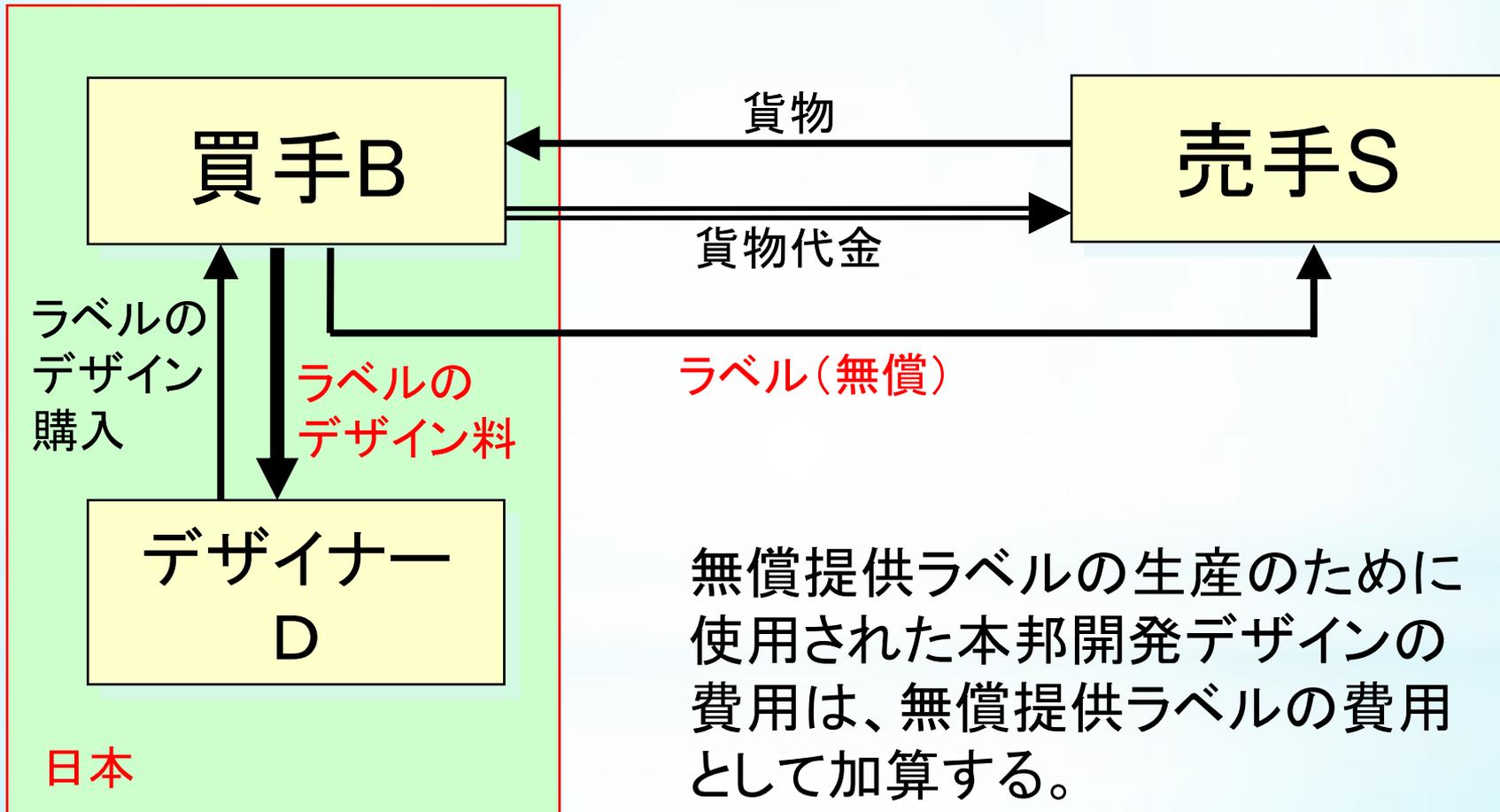
部材提供時に課された租税(関税、増値税など)の取扱い



部材提供時に提供先(国)にて課される関税等を買手が負担した場合は、部材を提供するために要した費用として当該部材の額に含まれる。(関税定率法施行令第1条の5第2項)

無償提供費用に関する照会事例②

ラベルの生産に要した本邦開発デザイン費用の取扱い



特許権等の使用に伴う対価

関税定率法第4条第1項第4号

特許権等の使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの。

特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権、著作権、著作隣接権、その他

関税定率法基本通達4-13

- ① 輸入貨物に係るもの
- ② 取引の状況その他の事情からみて輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの
→ **課税価格に算入**する。

売手帰属収益

関税定率法第4条第1項第5号

買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するもの

関税定率法基本通達4-14

輸入貨物の再販売、使用等で得られる売上代金、賃貸料、加工賃等で買手が売手に分配する利潤

原則による課税価格の決定ができない貨物

1 輸入取引によらない輸入貨物

無償貨物、委託販売貨物、賃貸借貨物

2 輸入取引に特別な事情がある貨物

① 輸入貨物の処分又は使用につき制限があること

② 課税価格の決定を困難とする条件が輸入取引に付されていること

③ 売手帰属収益の額が明らかでないこと

④ 売手と買手との間に特殊関係があり、取引価格に影響を与えていると認められること

3 課税価格への疑義が解明されない貨物

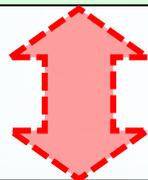
課税価格決定の原則によれない決定方法

順番に適用の可否判断

同種の輸入貨物の取引価格（関税定率法第4条の2）

類似の輸入貨物の取引価格（同法第4条の2）

国内販売価格から逆算した価格（同法第4条の3第1項）



輸入者の申し出により、「国内販売価格から逆算した価格」に優先して「製造原価に基づき積算した価格」を適用することが可能

製造原価に基づき積算した価格（同法第4条の3第2項）

特殊な輸入貨物に係る課税価格（同法第4条の4）

価格の換算に用いる外国為替相場

関稅定率法第4条の7、同法施行規則第1条

輸入申告日の属する週の前々週の実勢外国為替相場の当該週間の平均値に基づき税関長が公示する為替相場

関稅定率法基本通達4の7-2

仕入書に表示された価格を、当事者間で合意された外国為替相場により、他の通貨に換算し支払うことが取り決められているとき



他の通貨により現実に支払われるときは、支払通貨による価格に基づき課税価格を計算

評価申告手続

関税法基本通達7-9

- ・ 評価申告書の使用

関税定率法第4条第1項の規定により課税価格を計算する場合 ⇒ 評価申告書Ⅰ

関税定率法第4条の2から第4条の6の規定により課税価格を計算する場合 ⇒ 評価申告書Ⅱ

- ・ 評価申告書の提出を要しないもの

関税が無税品又は重量税である場合

評価申告制度について

評価申告とは、納税申告に際し、申告書に添付される仕入書等のみでは課税価格の計算の基礎が明らかにならない場合に、当該課税価格の計算に必要な事項を評価申告書(税関様式C-5300・C-5310)により提出することができる制度です。

評価申告には、①個別申告と②包括申告があります。包括申告は、同一の内容の輸入取引が継続して行われる場合に、納税申告に先立って課税価格の計算方法を記載した包括申告書を税関に提出し、審査を受けることにより、当該申告書の適用期間内(最長2年間)は個別申告を省略することができます。

* 包括申告は納税申告の一環として納税者が行う申告であり、税関が交付した包括申告書は税関としての見解を示すものではありません。税関の見解を確認したい場合は、文書による事前教示制度をご利用ください。

* 終わり